

注意喚起の実施状況に関する調査結果

<調査概要>

- ・調査対象 130 自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、特定特例市、政令市）
- ・調査方法 メールによる調査票の送付・回答
- ・調査日 平成 26 年 5 月 2 日～20 日
- ・回収率 100%

<調査結果>

1 注意喚起実施回数

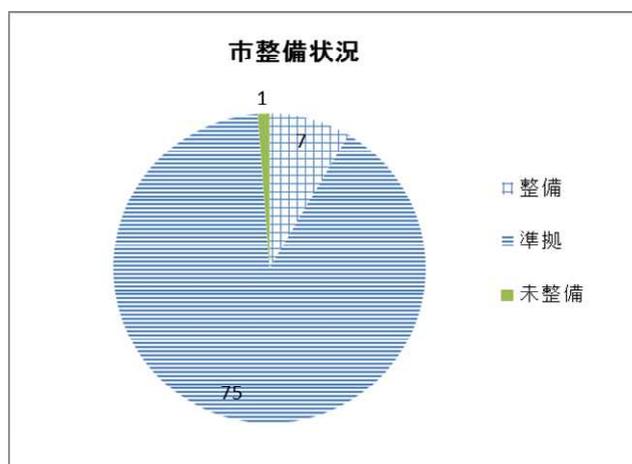
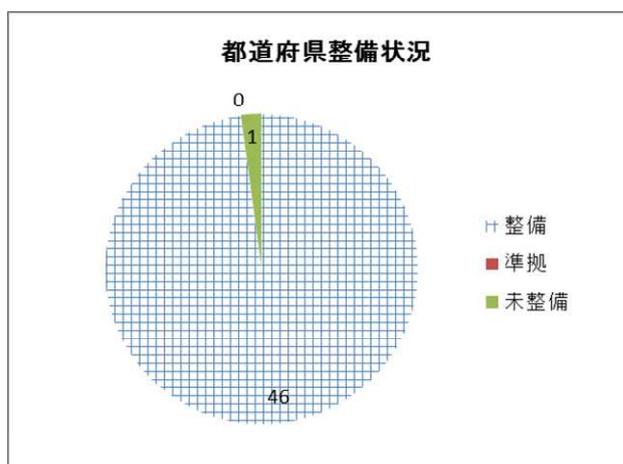
期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 6 月

回数：33 回（そらまめ君への掲載回数）

2 注意喚起実施体制の整備状況について

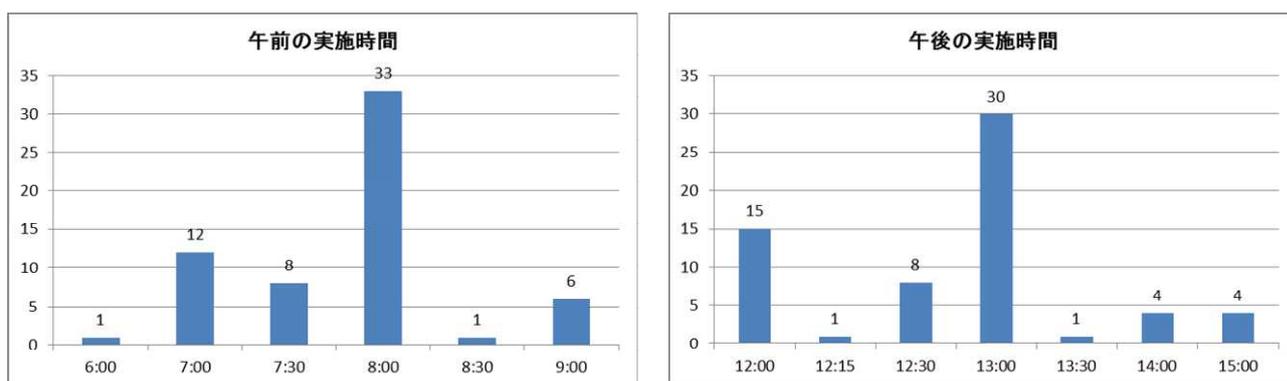
- ・130 自治体中 128 自治体で注意喚起実施体制を整備
- ・都道府県については、46 道府県で整備
- ・政令市等（政令指定都市、中核市、特定特例市、政令市）は道府県の実施に連動して対応するところが多数（7 市が独自の注意喚起実施体制を整備。八王子市が未整備）

	整備	県に準拠	未整備	計
都道府県	46	—	1	47
政令市等	7	75	1	83
計	53	75	2	130



3 注意喚起を行う時間について（53 自治体、複数回答有）

- ・ 注意喚起を実施する時間は、午前の判断で 8 時、午後の判断で 13 時がそれぞれ最多
- ・ 自治体によって 1 時間ごとに判断をしているところもある

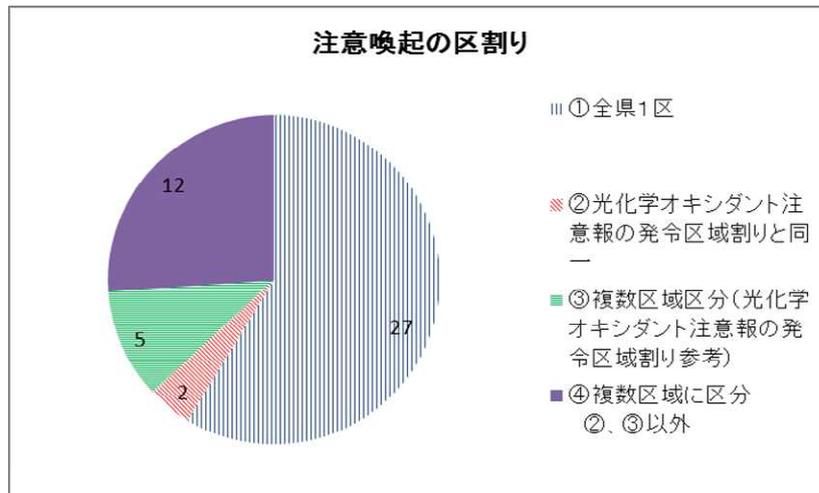


<自治体独自に注意喚起の実施時間を設定している例>

- ① 国が示した注意喚起の基準に達しなかったものの、結果として日平均値で $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える事例が発生したため、国が示した方法に基づく判断方法に加え、県独自の方法に基づき、夕方 17 時時点で判断を実施。
- ② 日中（8 時から 17 時）は小児や高齢者が外出する機会が多いと考えられるため、午前 5～7 時の間に限らず、日中に PM2.5 濃度の上昇が見られた場合（直前 3 時間の PM2.5 濃度の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合）も、随時注意喚起を実施。
- ③ 午前 6 時から日没までの 1 時間値が、同一区域内で同時に 2 局以上 $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合は、その区域に注意喚起を実施。過去に午後からの濃度上昇により日平均値の暫定指針値を超過したことも踏まえて設定したもの。
- ④ 6～19 時の時間帯において、午前 1 時から各時間の 1 時間値の平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合
- ⑤ 5 時、6 時、7 時のいずれかの 1 時間値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、5 時から 19 時の 1 時間値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 2 時間連続して超えた場合に注意喚起を実施。
- ⑥ 7 時から 18 時までの直前 3 時間の 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合に注意喚起を実施。
- ⑦ 7 時から 17 時までの直前 3 時間の 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合に注意喚起を実施。

4 注意喚起を行う区割りについて（46 道府県）

- ・ 27 県（58.7%）が自治体内を同一区域と見なしている
- ・ その他の 19 道府県については自治体内を複数区域に分割している
- ・ 7 県が光化学オキシダント注意報発令区域と同一又は準じて設定している



5 同一区域内の測定値の取扱いについて（53 自治体）

<午前（5～7時）での判断>

- ・ 16 自治体において、同一区域内の測定局の中央値（または平均値）が基準値を超過した場合に注意喚起を実施
- ・ 31 自治体において、1つの局でも基準値を超過した場合に注意喚起を実施

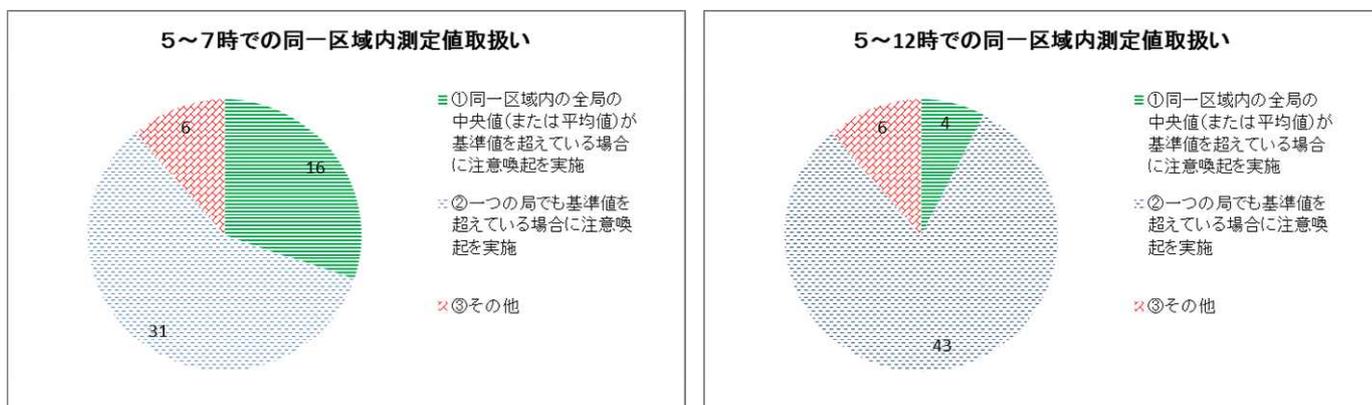
<午後（5～12時）での判断>

- ・ 4 自治体において、同一区域内の測定局の中央値（または平均値）が基準値を超過した場合に注意喚起を実施
- ・ 43 自治体において、1つの局でも基準値を超過した場合に注意喚起を実施

<その他の事例（午前・午後）>

- ① 測定地点が3地点以上、2地点、1地点の場合で区分し、3地点以上の場合には2地点以上超過した場合、2地点の場合はいずれかの測定局で超過した場合に注意喚起を実施
- ② 2地点以上の局が基準値を超えている場合に注意喚起を実施
- ③ 同一区域内で、同時に2局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合は、その区域に注意喚起を実施
- ④ 区域ごとに、上位2カ所の平均値が基準値を超えている場合に注意喚起を実施

- ⑤ 早朝の注意喚起は同一区域内2局以上、6時以降の注意喚起は同一区域内の1局以上の基準値超過の有無にて判断して、注意喚起を実施



6 注意喚起の周知方法 (53 自治体)

- ・ ホームページでの周知が 50 自治体 (94.3%) と最多
- ・ メール、ツイッター等に利用登録することにより、携帯電話で随時受信できるようにしている自治体がある
- ・ 市町村との連携による、広報車、防災メール、防災無線の活用や、学校、協力工場、高感受性者関係施設への FAX により周知徹底を図っている事例がある

